



茨城県報

第 1 4 9 0 号

平成15年 8 月 7 日

木 曜 日

目 次

規 則 (公 安 委 員 会)

ページ

茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課) 2

事務を処理すべき出先機関の長の指定 (人事課) 3

指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 3

指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課) 3

指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 3

指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課) 4

指定施設サービス等の指定の辞退 (高齢福祉課) 4

身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) 4

更生医療を担当する医療機関の指定 (障害福祉課) 5

指定医療機関の内容変更 (障害福祉課) 6

大規模小売店舗の変更の届出 (5 件) (商業流通課) 6

大規模小売店舗の廃止の届出 (商業流通課) 12

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (商業流通課) 12

土地改良区役員の退任 (農村計画課)..... 13

定款変更の認可 (2 件) (農村計画課) 13

道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 14

茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (出納第一課) 14

公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等届出の縦覧 (廃棄物対策課) 14

県営土地改良事業計画 (2 件) (農村計画課) 15

貸金業者の登録の取消し (総合事務所) 16

軽油引取税に係る免許証の無効 (県税事務所) 16

正 誤

平成15年 3 月31日付け茨城県報号外第63 - 3 号中..... 17

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 9 号

茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 8 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 中 川 清

茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

茨城県公安委員会運営規則 (平成12年茨城県公安委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(委員会の権限行使の特例)

第10条 委員長又は委員は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際し、公共の安全と秩序を維持するため緊急の必要があると認める場合において、会議を招集することができないとき、又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。

2 前項の規定により委員会の権限を行った委員長又は委員は、その内容を次の会議に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1216号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第 7 条の規定に基づき、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	6
2 種 類	映画
3 題 名	HAZAN
4 制 作	桜映画社
5 推 奨 年 月 日	平成15年 7 月31日
7 推 奨 理 由	<p>本映画は、茨城県出身の陶芸家である板谷波山の陶芸にかける情熱と信念について描いた作品であり、陶芸に惹かれ、己を鼓舞しながらその道を極めようとする波山の姿、また、どのような困難があっても常に波山を支え、子どもたちを守っていく妻の姿、家族愛が良く描かれている。</p> <p>貧しさや困難があっても、志を捨てずに、己の道を全うしようとする波山の姿は、広く青少年にとって情操を高め、道徳的心情が培われるものとして青少年の健全育成に有益である。</p>

茨城県告示第1217号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）第2条第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）涸沼南台地区に係る事務を処理すべき出先機関の長を次のとおり指定した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定出先機関の長

茨城県銚田土地改良事務所長

茨城県告示第1218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第78条第1項の規定により告示する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
NPO法人エイエスピー	訪問入浴介護事業所 エイエスピー	古河市雷電町11 - 19	訪問入浴介護	平成15年 7月16日
有限会社 大樹	グループホーム 大樹	東茨城郡茨城町越安1993	痴呆対応型 共同生活介護	平成15年 7月18日

茨城県告示第1219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
中嶋メディカルサブライ株式会社	訪問入浴介護たんぼぼ	久慈郡里美村小菅上原404 - 3	訪問入浴介護	平成15年 5月31日
医療法人恒貴会	協和ヘルシーセンター	真壁郡協和町門井1669番地の2	訪問介護	平成15年 6月30日
有限会社まくらが	訪問入浴介護事業所まくらが	古河市雷電町11 - 19	訪問入浴介護	平成15年 6月10日

茨城県告示第1220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
特定非営利活動法人 まい・あみ	指定居宅介護支援事業所NPOま い・あみ	稲敷郡阿見町中央 2 - 4 - 19	居宅介護支 援	平成15年 8 月 1 日

茨城県告示第1221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
稲敷郡東町	東町居宅介護支援事業所	稲敷郡東町結佐1545	居宅介護支 援	平成15年 4 月 1 日

茨城県告示第1222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、次のとおり指定辞退の届出を受理したので、同法第115条の規定により告示する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	辞 退 年月日
網野病院	網野病院	ひたちなか市堀口616 - 5	介護療養型 医療施設	平成15年 6 月30日
医療法人浩成会	菅谷病院	西茨城郡岩間町下郷4425番地の 37	介護療養型 医療施設	平成15年 8 月 1 日

茨城県告示第1223号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	種 目	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年月日
1	視覚	眼科	山本 敏哉	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 7 月17日
2	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	瀬端 宏	瀬端耳鼻咽喉科医院	下館市丙219	平成15年 7 月17日
3	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	前原 浩史	総合病院 取手協同 病院	取手市本郷 2 - 1 - 1	平成15年 7 月17日
4	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	清水 顕	東京医科大学霞ヶ浦 病院	稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 1	平成15年 7 月17日
5	肢体不自由	小児科	山口 文佳	県立こども福祉医療 センター	水戸市吉沢町3979 - 3	平成15年 7 月17日

番号	種 目	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年月日
6	肢体不自由	整形外科	倉茂 聡徳	水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3 - 12 - 48	平成15年 7月17日
7	肢体不自由	脳神経外科	益子 良太	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町 4 - 5 - 15	平成15年 7月17日
8	肢体不自由	内科, リウマチ科	竹村 博之	医療法人社団 竹村医院	取手市東町 1 - 2 - 12	平成15年 7月17日
9	肢体不自由	神経内科	吉田佐好子	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 7月17日
10	肢体不自由	内科, 呼吸器科, 訪問診療	平野 国美	ホームクリニックつくば	つくば市稲荷前31 - 2 - 105	平成15年 7月17日
11	肢体不自由	内科, 精神科	松田かおり	さくらクリニック	鹿嶋市宮津台2346 - 38	平成15年 7月17日
12	肢体不自由	内科, リハビリテーション科	望月三菜子	医療法人道守会 会田記念病院	守谷市同地360	平成15年 7月17日
13	肢体不自由	内科, リハビリテーション科	二重作拓也	医療法人道守会 会田記念病院	守谷市同地360	平成15年 7月17日
14	肢体不自由	リハビリテーション科	鈴木 聖一	茨城西南医療センター病院	猿島郡境町2190	平成15年 7月17日
15	呼吸器	呼吸器外科	伴 秀利	医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市柳町 1 - 15 - 1	平成15年 7月17日
16	呼吸器	呼吸器科	関 剛	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 7月17日
17	呼吸器	内科	江渡 史彦	慈泉堂病院	久慈郡大子町大子856 - 1	平成15年 7月17日
18	呼吸器	呼吸器内科	卯木希代子	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見1300 - 13	平成15年 7月17日
19	じん臓	泌尿器科	阿弥 良浩	北茨城市立総合病院	北茨城市大津町北町 4 - 5 - 15	平成15年 7月17日
20	じん臓	内科	柴 潤一郎	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 7月17日
21	ぼうこう・直腸	外科	竹中 能文	水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3 - 12 - 48	平成15年 7月17日
22	ぼうこう・直腸	外科	甲斐 敏弘	石岡第一病院	石岡市石岡13446 - 6	平成15年 7月17日
23	ぼうこう・直腸	外科	稲川 智	筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	平成15年 7月17日
24	ぼうこう・直腸	消化器外科	山本 雅由	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成15年 7月17日
25	ぼうこう・直腸・小腸	外科	星 光世	高萩協同病院	高萩市安良川267	平成15年 7月17日

茨城県告示第1224号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2 第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション げんき	龍ヶ崎市馴馬町上米733 パストラルハイム102号	訪問看護ステーション	平成15年 8 月 1 日
くすみ薬局	古河市三杉町 2 - 28 - 1	薬局 (調剤)	平成15年 8 月 1 日

茨城県告示第1225号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第19条の 2 第 1 項に規定する指定医療機関から, 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 第13条の 6 第 1 項の規定に基づき, 次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

更正医療を主として担当する医師の変更

医療機関名称, 所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師の氏名	
		変 更 前	変 更 後
水戸済生会総合病院 水戸市双葉台 3 - 3 - 10	形成外科に関する医療	富 樫 真 二	芳 賀 康 史
猿島赤十字病院 猿島郡総和町上辺見1300 - 13	腎臓に関する医療	久米井 和 彦	本 間 寿美子

茨城県告示第1226号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について, 同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は, 本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお, この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加藤 浩一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 取締役社長 岡 田 広

(変更後) 取締役社長 加 藤 浩 一

(3) 変更の年月日

平成15年 6 月12日

(4) 変更する理由

代表者の辞任による交替

3 届出年月日

平成15年 7 月22日

茨城県告示第1227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町 1 - 2 - 4

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社シューズセンターツチウラ	土浦市川口 1 - 10 - 6	坂 本 繁 雄
株式会社キャンドウ	埼玉県戸田市喜沢 1 - 28 - 15	中 川 啓 二

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8	舟 橋 政 男
有限会社ヨコヤマ	静岡県磐田郡豊田町宮之一色 3 - 4	横 山 直 正

(3) 変更の年月日

平成15年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

小売業者退店に伴う小売業者の変更

3 届出年月日

平成15年 7 月22日

茨城県告示第1228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社エコス

代表取締役 岩 谷 堯

(2) 住所

東京都昭島市中神町1160番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス美野里店

東茨城郡美野里町大字羽鳥字花館2908番地 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 8 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時30分

(変更後) 午前 7 時30分～午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成16年 3 月16日

上記(2)イ 平成15年 7 月16日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地の 1	岩 谷 堯

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,237㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 115台

(イ) 駐輪場の収容台数 80台

(ウ) 荷さばき施設の面積 41㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 41㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時～午後 7 時

3 届出年月日

平成15年 7 月15日

茨城県告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工分室に到着するよう提出してください。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

丸平商事株式会社

代表取締役 石 伊求子

(2) 住所

高萩市本町 2 - 71

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂高萩店
高萩市春日町 1 - 20

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時 (年間 7 日は午後 9 時30分)
(変更後) 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (年間68日は午前 9 時) ~ 午後 9 時 (年間 7 日は午後 9 時30分)
(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午後10時30分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成15年 7 月23日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園 4 - 1 - 4	井 坂 榮
株式会社ベルモード	高萩市本町 1 - 218	柴 田 昭
丸平商事株式会社	高萩市春日町 1 - 20	石 伊求子
前島 良二	高萩市本町 1 - 16	
有限会社小野時計眼鏡店	高萩市大和町 1 - 12	小 野 征 美

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,928m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 295台
(イ) 駐輪場の収容台数 36台
(ウ) 荷さばき施設の面積 605m²
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 79m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数
8 箇所
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成15年 7 月22日

~~~~~

## 茨城県告示第1230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 瀨 裕 正

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ中村店

土浦市中村南 4 丁目 4 番31号

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後10時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分～午後10時15分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

平成15年 7 月23日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                | 代表者氏名   |
|-------------|--------------------|---------|
| 株式会社カスミ     | つくば市西大橋599番地 1     | 小 瀨 裕 正 |
| 坂口 弘一       | 土浦市中村南 5 - 25 - 2  |         |
| 有限会社丸八商会    | 土浦市神立中央 5 - 25 - 2 | 大 野 雅 司 |

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,633m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 94台
- (イ) 駐輪場の収容台数 25台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 23m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 22m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前4時～午後9時

## 3 届出年月日

平成15年7月22日

## 茨城県告示第1231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名  
株式会社マルト  
代表取締役 安 島 祐 司
- (2) 住所  
いわき市錦町重殿25番地

## 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト東金沢店  
日立市東金沢町5丁目381番2 外
- (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1.039m<sup>2</sup>
- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
999m<sup>2</sup>
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日  
平成15年8月1日

## 3 届出年月日

平成15年7月22日

## 茨城県告示第1232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第

3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ田尻店

日立市田尻町3丁目903番1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第2項)

平成15年 6 月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置

廃棄物等の保管施設の位置

ウ 届出年月日

平成15年 5 月 21 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1233号

下妻市大字北大宝219番地の2に事務所を置く霞ヶ浦用土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

退 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所               |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 永 瀬 純 一 | 結城郡千代川村大字伊古立274番地 |
| 〃   | 平 塚 明   | 結城市大字江川新宿1959番地の7 |

茨城県告示第1234号

平成15年 7 月 11 日付けで、稲荷川土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成15年 7 月 31 日認可した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1235号

平成15年 7 月 11 日付けで、金砂郷中部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195

号) 第30条第 2 項の規定により平成15年 8 月 1 日認可した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1236号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 土浦市烏山 3 丁目1454番地先から  
土浦市大字右初字大塚1479番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 8 月20日

茨城県告示第1237号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字阿見字宮内3051番地先から  
稲敷郡阿見町大字阿見字恩台2577番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 8 月20日

茨城県告示第1238号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第 5 条第 2 項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成15年 7 月30日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地、名称及び代表者氏名)  
石岡市府中二丁目 3 番19号  
茨石商事 株式会社  
代表取締役 鈴木 正人

公 告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号。以下「法」という。)

第 8 条第 1 項の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出があったので、法第 9 条第 1 項の規定等に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県県北地方総合事務所長 増 田 一 良  
 茨城県鹿行地方総合事務所長 松 本 正 宏  
 茨城県県南地方総合事務所長 小 坂 光 則  
 茨城県県西地方総合事務所長 安 義 治

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

2 縦覧期間

平成15年 8 月 1 日から平成16年 6 月30日まで (茨城県の休日を定める条例 (平成元年条例第 7 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 縦覧場所及びその所在地

| 縦 覧 場 所            | 縦 覧 場 所 の 所 在 地     |
|--------------------|---------------------|
| 茨城県県北地方総合事務所 環境保全課 | 水戸市柵町一丁目 3 番 1 号    |
| 茨城県鹿行地方総合事務所 環境保全課 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番 3 号 |
| 茨城県県南地方総合事務所 環境保全課 | 土浦市真鍋五丁目17番26号      |
| 茨城県県西地方総合事務所 環境保全課 | 下館市二木成615番          |

~~~~~  
 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営田谷地区土地改良事業 (土地改良総合整備事業・農業用排水) につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営田谷地区土地改良事業 (土地改良総合整備事業・農業用排水) 計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年 8 月 8 日から平成15年 9 月 4 日まで

3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

~~~~~  
 県営土地改良事業計画の変更

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営田谷地区土地改良事業 (土地改良総合整備事業・農業用道路) につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営田谷地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用道路）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成15年 8 月 8 日から平成15年 9 月 4 日まで

## 3 縦覧の場所

水戸土地改良事務所

## 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成15年 8 月 7 日

茨城県県北地方総合事務所長 増 田 一 良

- 1 商 号 パラリース
- 2 代 表 者 氏 名 佐 藤 孝 也
- 3 代 表 者 住 所 水戸市河和田 1 丁目1651番地の 6 フレグランス宮原102号
- 4 主たる営業所の所在地 水戸市河和田 1 丁目1651番地の 6 フレグランス宮原102号
- 5 登 録 番 号 茨城県知事（北 - 1）第10227号
- 6 登 録 年 月 日 平成14年 8 月19日
- 7 登 録 取 消 の 年 月 日 平成15年 7 月16日
- 8 適 用 条 文 貸金業の規制等に関する法律第37条第 1 項第 1 号

## 軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成14年 3 月29日以降無効とする。

平成15年 8 月 7 日

茨城県下館県税事務所長 柄 沢 利 行

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号                    | 枚数  | 有 効 期 間                           | 販売業者の所在地及び氏名                          |
|-----|---------|---------------------------|-----|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 農 業 | 10リットル  | C 705903                  | 1 枚 | 平成14年 3 月29日<br>～<br>平成15年 2 月28日 | 水海道市平町382 - 4<br>常総ひかり農業協同組合<br>大生給油所 |
|     | 20リットル  | E 705025<br>～<br>E 705028 | 4 枚 |                                   |                                       |
|     | 50リットル  | F 703191<br>～<br>F 703192 | 2 枚 |                                   |                                       |
|     | 200リットル | H 709172<br>～<br>H 709173 | 2 枚 |                                   |                                       |

---

正 誤

---

平成15年 3 月31日付け茨城県報号外第63 - 3 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤      | 正    |
|-----|-------|--------|------|
| 23  | 下から17 | , (27) | (27) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)